

百濟宮・百濟大寺

舒明紀八年(六三六)六月条に、
岡本宮に災けり。天皇、遷りて田中宮に
居します。

とある。

田中宮は、今の檀原市田中町にあったとい

へ遷るまでの臨時の皇居であった。(「日本

書紀」(下)日本古典文学大系、岩波書店、二三
一頁、注一九参照)

*

舒明紀十一年(六三九)七月条に、こう記
されてゐる。

「秋七月に、詔して曰はく、
今年、大宮(百濟宮)及び大寺(百濟大

寺)を造作らしむ。

④4199末 ④4246 ④4199 ④4187 ④4201 (熊凝精舎) 紀下234 232 233 3行

とのたまふ。則ち、百済川（今の曾我川）の側を以て宮處とす。是を以て、西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。云々

とある。

なお、ここに記されている日東は西は

東国・西国ほどの意であろう、という。（「日本書紀」下）日本古典文学大系、岩波書店、二

三四頁、注二参照）

つまり、上宮太子が、その晩年、熊凝村に始

めておられた道場、熊凝精舎は、

太子の念願通り、大寺

として造営されることになった。

すなわち、

熊凝村の道場は、大和国十市郡百済川

へ移され、百済大寺と称されることに

なった。の左岸（大和高田市の北北東約三時）

のだった。（第七十七章へ熊凝村の道場の

項において既述）

米

地名集 887 奈良県北田 広陵町と 百済寺社 がある ④4271-2/2 5/679

熊凝首相が「アツアツ」と読んだ 12月

社名大観 682 百済寺 空海西興

コクゴキ 20x20 地名集 887 奈良県北田 大和高田市の北北東約3km

20

風土記 495^p 2行
493^p 1行

万1-15^p 注7
9年3月(乙卯) 9年7月(丁未) 9年11月(癸卯)
4250^p - 1/3

万1-15^p
4250^p - 3/3

紀下234^p
4465^p

4251^p

伊豫の湯の宮への行幸
舒明紀十一年(六三九)十二月己巳朔壬午
(十四日)条に、

「伊豫湯湯宮に幸す」

とある。(以下、非常に怪しいので、卷末の「干支表」を参照)

② 一方、万葉集卷一ハには、

「飛鳥岡本宮御宇天皇(舒明天皇)元年己

丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午(十四日)に

天皇(舒明天皇)、大后(皇后)後の皇極・

齊明天皇、伊豫の湯の宮に幸す」と記され

ている。

① なお、一般的に解釈によると、元年己丑は、九年丁酉の干支を示す為に付

記されたものである。

④ 十二月の干支は、舒明九年十二月に合

ず、舒明十一年十二月の方に合う、

という。ハ「万葉集」(日本古典文学大系、

岩波書店、一五頁、注七、八参照)

とはいえ、元年己丑が記されていなくても

九年丁酉だけで十分理解できる

③ また、伊豫国風土記逸文には、いつのこと

なのか明確に記述べられていないが、

「^{おほきさき}本^{ひとたひ}天皇^{すめうみか}」^{いし}と^い皇^み后^{きさき}と^{ふたはらう}二^{ふた}軀^{はらう}を^か以^かち^ちて^て一^{ひと}度^{たひ}八^や天^{あま}皇^み等^らの^の一^{ひと}伊^い豫^よの^の湯^ゆに^ゆ幸^{さい}行^まさ^まれ^たた^た五^{いつ}度^{たひ}の^のう^うち^ちの^の四^よ度^{たひ}目^めと^と為^なす^す。云々

とある。
とある。
風土記によると、

135
八^や舒^{しゆ}明^{めい}天^{てん}皇^{かう}と^と皇^み后^{きさき}（^{のち}後^{のち}の^の皇^み極^{きよく}・^{のち}香^{のち}明^{めい}天^{てん}皇^{かう}）
は、伊^い豫^よの^の湯^ゆに^ゆ幸^{さい}行^まさ^まれ^たた^たこ^こが^があ^あっ^たた^た
と^とい^いう^う。

あるいは、
八^や舒^{しゆ}明^{めい}天^{てん}皇^{かう}は、大^{やまと}倭^{のくに}国^{くに}（^{のち}肥^{のち}後^{のち}国^{くに}）の^の都^{みやこ}と、

大^{やまと}和^{のくに}国^{くに}の^の都^{みやこ}と^との^の間^まを、^{ゆきま}幾^{いく}度^{たひ}も^も往^{ゆき}来^きさ^まれ^たた^た宮^{みや}に^に行^{ゆき}幸^{さい}さ^まれ^たた^た。

の^のか^かも^も知^しれ^れな^ない^い。

この^{この}物^{もの}語^ごで^では^はあ^あえ^えて、^い舒^{しゆ}明^{めい}天^{てん}皇^{かう}は、

一^{いち}舒^{しゆ}明^{めい}元^{げん}年^{ねん}己^じ丑^{しう}（^{のち}六^{のち}二^{のち}九^{のち}年^{ねん}）
二^に舒^{しゆ}明^{めい}九^く年^{ねん}丁^{てい}酉^{ゆう}（^{のち}六^{のち}三^{のち}七^{のち}年^{ねん}）
三^{さん}舒^{しゆ}明^{めい}十^{じゅう}一^{いち}年^{ねん}己^じ亥^{がい}（^{のち}六^{のち}三^{のち}九^{のち}年^{ねん}）

の^の少^{すく}な^なく^くと^とも^も三^{さん}回^{かい}は、伊^い豫^よの^の湯^ゆの^の宮^{みや}に^にお^お立^たち^ち寄^より^りに^にな^なっ^たた^たの^ので^であ^あら^らう^う、と^と考^かえ^えて^てみ^みた^たい^い。

そして、次のように仮定したい。

（のち）三^{さん}つ^つき^きん^ん（のち）香^{のち}明^{めい}天^{てん}皇^{かう}）

① そもそもの原資料には

(イ) 舒明天元年己丑

(ロ) 舒明九年丁酉

(ハ) 舒明十一年己亥十二月己巳朔壬午(十四日)

に「舒明天皇、伊豫の湯の宮に幸す

と記されていた。

② また、別の資料には、

「舒明天皇の元年己丑に、天皇と皇后が

伊豫の湯に幸行された

とあった。(後述)

③ ところか、万葉集を編纂するとき、

ついうっかり書き間違えた

て、口十一年己亥十二月丙を省き

た。

さらに「こうして一連のことを適宜繋ぎ合

ゆせ

「飛鳥岡本宮御宇天皇(舒明天皇)元年己

丑、九年丁酉十二月己巳朔壬午(十四日)に

天皇(舒明天皇)、大后、伊豫の湯の宮に幸

す

起原原因

と記述した、という



つまり、

と記されてゐる。

原市大輕町あたりへに居しますし

豫より至りおはしまし、便に厩坂宮(今の橿

原市大輕町あたりへに居しますし)天皇、伊

予め述べると、後文に、

さ小たのであろう。舒明十一年の次の年舒明十二年条

西行され、十二月十四日に伊豫温湯宮に到着

をすませた舒明天皇は、一々その後、船で

で、日百濟大寺の九重の塔を建て起工式

百濟川の側の日百濟宮の宮處のすぐ近く

とある。

とある。

つ

是の月に、百濟川の側に、九重の塔を建

舒明紀十一年十二月是の月条に、

川の側に、九重の塔を建てた、と曰う。

舒明天皇が伊豫温湯宮に行幸され丁度そ

の月(舒明十一年十二月)に、大和国の百濟

(二)

へ舒明天皇は、舒明十一年(六三九)十二
月の初旬に日百香大寺の起工式を終えら小
たのち、大和国から西方へ向かって出発され、

約四ヶ月後の舒明十二年(六四〇)正月

〇四月十六日に大和国へ帰還され小た

という事は、^{わか}分かります。

という事は、^{すなわち}すなわち、

へ舒明天皇は、舒明十二年(六四〇)正月

一日の大切な年頭の儀式の日を、西国のどこ
かでお過ごしたった。

と解される。

この物語では、

へ舒明天皇は、舒明十二年(六四〇)正月

一日の日四方拜ら日歳旦祭らをも、大倭国へ肥

後国)の小墾田宮(で)とり行なわれたの

う。と
と考えてみたり。

*

同歌由 1925^p - 2/2

角川日本地名大辞典 熊本県 新刊 96頁、97頁
1069頁 ① 1924^p - 2/2 録山 4.252 - 1/3
未4行

新刊 ① - 96頁 第12回

① 1925^p 1/2 ~ 2/2
大40には 群山ありと

①

水	ろ	山	常	天皇	は、	こう	お	歌	い	な	つ	た	ち	立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す
は	ふ	常	(大倭)	は、	こう	お	歌	い	な	つ	た	ち	立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す	
國	原	は	香	久	山	登	り	立	ち	海	原	は	國	見	を	す							
煙	立	ち	立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す											
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を	す														
立	つ	ち	海	原	は	國	見	を															

4,252^p-2/3

新や(1)-235^p下2行

判^り天皇^利の
④4257大上^移

麗 ^ま	入 ^い	朝 ^あ	の ^の	填 ^{てん}	参 ^{さん}	昭 ^{しょう}	の ^の	第 ^{だい}	八 ^{はち}	十 ^{じゅう}	章 ^{しょう}	八 ^{はち}	高 ^{こう}	小 ^{せう}	の ^の	歌 ^か	の ^の	だ ^だ	な ^な	立 ^た	ち ^ち	立 ^た	つ ^つ	う ^う	ま ^ま	一 ^{いち}	國 ^{くに}	そ ^そ	靖 ^{せい}	幹 ^{かん}	鳥 ^{とり}	八 ^{はち}	間 ^ま	跡 ^{あと}
ま	い	あ	の	てん	さん	しょう	の	だい	はち	じゅう	しょう	はち	こう	せう	の	か	の	だ	な	た	ち	た	つ	う	ま	いち	くに	そ	せい	かん	とり	はち	ま	あと
麗	入	朝	の	填	参	昭	の	第	八	十	章	八	高	小	の	歌	の	だ	な	立	ち	立	つ	う	ま	一	國	そ	靖	幹	鳥	八	間	跡

高麗の使者

□あるいは、舒明天皇が伊豫の湯の宮へ行幸

された年(舒明十一年(六三九))の暮れも

押し迫った頃(六三九)であつたらうか。

・舒明天皇が大倭国(肥後国)の都の方へ向か

ておいでになるといふことを、どうして知り

得たのか(定)かでないか、高麗国の使

者達が(大倭国(肥後国)へやって来たよう

に推察される。(後述)

・恐らく、高麗からの使者達は、翌舒明十二

年(六四〇)正月に、大倭国(肥後国)の小

壑田宮に参内したのであろう。

□また、舒明十一年(六三九)に大倭国(肥

後国)に来朝してから三年後の皇極元年(六

四二)二月には、高麗の使者が(大和国の都

を訪れた)といふのである。

・皇極紀元年(六四二)二月条には、

「六日に、高麗の使人、難波津に泊り、

二十一日に、諸の大夫を難波郡に遣して、高

麗国の貢する金・銀等、并て其の献する物を檢

か「です。」「しうかね」です。(名は清ま)とある。

こ

「と=つて」 4188^P
こ OK

九州の
125
M

同文 4285^P末
紀F246^P

4.253^P - 1/2

こ

こ

へ (吟味点検) しむ。使人、貢獻ること既に
訖りて云々し

とある。 其の
[翌年の]

3) ところか「甚だ奇妙にも」皇極紀二年(六

四三) 六月十三日条には、
改のようは記さ小

ていさ。 九州の
つくりのこともちのつかさ

つくりの紫大宰、馳驛して奏して曰さく、曰高

震、使を遣して来朝さしむとまうす。群卿

聞きて、相謂りて曰はく、高震、己亥の年

(舒明十一年)より朝らず。而るを、今年朝

りBといふL

とある。

なお、 (六三九) 元 1705^P

「舒明十一年頃の高震入朝のことは、日本

書紀に見えない。また、曰舒明十一年から高

震は朝しないうか、皇極紀元年(六四二)二月条

に高震の使人が難波津に来て金銀等の献物を

貢したミとが見える。この話(皇極紀二年六

月十三日条の語)には誤りがあるかL

といひ疑問視されている。(「日本書紀」

こ

こ

こ

はざい
所在地 1120 P. 人物の所在に止せ。
はま
把握 元 1756 P. 4263

4284 4.253^P-2/2

(下) 日本古典文学大系、岩波書店、二四七頁注
一七参照

詳らかでないものの、高麗の使者は、

(イ) 舒明十一年(六三九)末頃、大倭国(肥後

国)へ来朝し、

(ロ) 皇極元年(六四二)二月頃、大和国へ来朝

し、

(ハ) 皇極二年(六四三)六月頃、大倭国(肥後

国)へ来朝したのであろう、

と想像される。

* ~~な~~ 第八十章(高麗入朝)の項において

~~な~~ 考察したい。

*

(遷都のしかとうかは不明。)

紀下238^P

紀上371^P

4,254^P

紀下234^P

白濟宮へ徒る

舒明紀十二年(六四〇)四月十六日条に、

天皇、伊豫より至りおはしまし、便に厩

坂宮に居します

とある。

ここにりう日厩坂宮にたりて、大和志は

古蹟未詳とする。

もつとも、日厩坂は、応神紀十五年八月

六日条によると、

百濟王が阿直伎を遣わして献した良馬二

匹を飼った

と伝えられる所で、従来しばしば皇居がおか

れた高市郡輕の地のうちである。現在、橿原市

大輕町の地域だ。とらいう。(「日本書紀

(日本古典文学大系、岩波書店、二三四頁、

注一〇参照)

米

4270K H11.10.24

5636.28
4288

神皇正統記 96
喪葬 元1291
扶桑略記 49

3574P-3/4
4256

中大兄 641年16才
紀下234 593
4298 鎌子 615年17
644年30才
推古元年 641年49才
593 1
48 48

1081
讓位

聖都してから丁度一年後に、舒明天皇は

この百濟宮において薨去された、というので

舒明紀十三年条に、こう記されてゐる。

十三年（六四一）十月九日に、天皇、百

濟宮に崩りましぬ。十八日に、宮の北に殯す。

是を曰白濟の大殯と謂ふ。是の時に、東宮

開別皇子中大兄。後の天智天皇。年十六

とある。とある。

尚、皇胤紹運録。一代要記・神皇正統記。

扶桑略記等に崩年四十九とあつて一定してゐる。

舒明天皇は、推古元年（五九三）に出生さ

れ、舒明十三年（六四一）に四十九歳でお隠

れになったのであろう。第一巻末尾の年表、五九三年参照

一年二ヶ月後の皇極元年（六四二）十二月

十三日に舒明天皇の喪葬の礼を行ない、二十

一日に舒明天皇を滑谷岡に葬った。

また、皇極二年（六四三）九月六日に舒明

天皇を押坂陵に改葬したという。

＊ 356

こと

というのである。

■現在 ← そのようなことは問題にもなっていない

ないか ← この物語では、

舒明天皇は、皇極天皇に譲位して、太上天

皇と号された

という扶桑略記の~~この~~記事も、事実であろう

と考え~~た~~みることはいい

■なお ← 通常、

太上天皇^{だいじょうてんのう}という称号は、六九七年^い持

統^{とう}天皇が称されたのに始まる

といわれている。(「広辞苑」へ太上天皇

参照)

■しかし、実際にはもっと古く、舒明天皇が

太上天皇と号されたのであろう

と思われ

*

こと

天武上皇と同一 4256 4284 補佐
 天武上皇と同一 舒明前64年10月9日 名1083
 4,259P-1/2

天武上皇 576P
 天から享けた年の事

とすれば、舒明上皇が薨去されたのは、いつなのだろうか。

それは、~~いうまでもなく~~、分からない。

しかし、
 舒明上皇の本当の享年を知ることは、この当時の歴史を考える上において、極めて重要なことである。

といえよう。

そこで参考迄ながら、思うところを述べてみたい。

恐らく、
 舒明天皇は、皇后（後の皇極・舒明天皇）に譲位して、政治の表向きのこと一切から身を退かれたにもかかわらず、日太上天皇ととして、皇后の相談にのり、陰ながら補佐されたのであろう。

②片一方、聖徳太子と蘇我馬子との日国史編纂事業を引き継いだ舒明上皇は、

4,259 P-2/2

667 75才
641 49
26 26

OK
紀小末 667年
495P
小林 438

生涯 71083
捧 げる 881
身 八 捧 げる

残る生涯を、我が国の遥かな未来のために捧
げら小たのであらう、

と思われ。

こうして舒明上皇は、長命を保たれ

天智称制（即位の式を挙げぬに政務を

摂ること）の六年（六六七）二月頃、薨去さ

小たのかも知れな。第一巻末尾の年表（六六七）参照

つまり、

舒明天皇（上皇）は、舒明十三年（六四

一）、四十九歳の時に讓位され、一、一、二十六

年後の天智称制六年（六六七）、七十五歳の

時に崩御され

というのではなからうかと想察され

る。卷末の保寿表参照

*

71083

881

小林 438P 紀下351P 10
4549P 同文

皇太后 749P 4256P 667 75才
先帝の皇后 紀下365末 641 49才
今上の母 26 26

4,260P 1/3

紀下365P 1237

では、天智紀称制六年（六六七）二月二十七日条を見てみよう。こう記されている。

皇太子（中大兄）、群臣に謂りて曰はく、

我、皇太后天皇（睿明天皇）と高帝天皇（舒明天皇）の

民を憂へ、恤む故に、石槨の役（横穴式石室の

墳墓の造営）を起さしめず。冀ふ所は、永代

に以て鏡誠とせよとのたまふとある。

なお、懐風藻・靈異記に、持統天皇のことを

曰太后天皇とよんだ例があるといひ、曰皇太后天皇とは、睿明天皇のことを指して

いるのであろう。と、通常、解されていよう。

本書紀（日本古典文学大系、岩波書店、三

六五頁、注三七参照）にかきなから、あえてまぎらゆい、

舒明天皇前3頁
天智6年(667)2月27日

④ 4505 同又
④ 4550 同又

4,260¹ - 3/3
こと共々ヤル④4253
すゆち、要約にて...舒明天皇前・神代
49/ *印をつけたこと 大友皇子即位

天智
改行

天皇(舒明天皇)と皇太后(齊明天皇)のこ
 とを、日皇太后天皇と記載したのであろう
 と想像される。
 もしかしたら、
 へこの頃(六六七年二月ころ)、舒明上皇
 がお亡くなりになったので、高震・白
清・新羅が、皆、御路に哀奉った。
 とうとうこのなではなからうか。
 ④ 7年、天智紀七年(六六八)一月三日条
 には、不審なことに、次のこう記され
 ている。
 7年の正月三日に、皇太子即天皇位す。
 或本に云はく、六年の三月に、位に即きたま
 ふ。
 とある。
 ちよつと見たところ
 中大兄皇子が即位されたのは、七年正月
 三日のことだったのか、六年三月のことだっ
 たのか、定かでない。

→ 45.8.7(土) 冊
49.3.15(土)

天のき
改行

4,261^P-1/3

きのうの
昨日 543[?]
（注）

ちゆうじん
勿論 2191[?]
（注）

420
-667
53

前頁

4260
-1/3 3行

へ天智^{てんち}稱制^{しょうせい}六年^{ろくにん}（六六七）、あるいは天智^{てんち}
 稱制^{しょうせい}七年^{しちねん}（六六八）から、一、一、わすか五二
 し三年後^{さんねんご}に曰^{いは}日本書紀^{にほんしょき}が完成^{かんせい}した
 という^いことにはほかならない。
 ●日本書紀^{にほんしょき}の編纂^{へんさん}中^{ちゆう}であつた頃は勿論^{もちろん}日本
 書紀^{しょき}完結^{かんけつ}の時点^{ときてん}（七二〇年）でさえ
 へ天智^{てんち}天皇^{てんちてんかう}が即位^{きつゐ}された当時^{とうじ}の情況^{けいじやう}を、昨^{きのう}
 日の^ひことのように鮮明^{せんめい}に覚えて^{おぼ}いる者^{もの}たちが
 大勢^{おほせい}いたであらう
 と思^{おも}われる。

●その小^こななのために、我が国^{わがくに}の勅撰^{ちやくせん}の正史^{せいし}
 の年^{ねん}を正^{せい}確^{かく}に知らなかつた
 というのはおかしい。
 ●そのには必ずや
 隠^{かく}された極秘^{ごくひ}の重要^{じゆうじやう}な事実^{じじつ}と
 があるように思^{おも}われる。

*

（注）

（注）

④4260^p-1/3 4,261^p-2/3

④4506^p-1/2同文

予め述べると、この物語にありては、

①天智六年(六六七)三月に、皇太子(中大兄皇子)が即天皇位された。

②そして、翌年の天智七年(六六八)正月三日に、この当時の皇太子(天智天皇の子の大友皇子)が即天皇位された、と解したい。

とすれば、ここにまた新たな二朝時代を迎えたことになる。

すなわち、要約すると、
舒明上皇が、天智称制元年(六六七)二月頃、七十五歳で崩御された。

そこで、皇太子中大兄が、同年(天智称制元年)三月に即位された。

そして、翌年(六六八)正月三日に、大友皇子も即位された、

と推察される。

④4260^p-2/3 14行

H5.6.20(日)

H11.10.24(日)

H27.2.2(木)

H30(2018)10.22(月)~

H31(2019)4.9(木)~4.9(8回)

令和元(2019)9.21

~9.22(4回)

令和2(2020)5.11(木)

~5.13(4回)

令和3(2021)3.8(木)~3.12(4回)

④ 4549^p

④ 4288^p

4.261-3/3

紀下248^p

新編1455^p

④ 4492^p

舒明は長く

紀下367^p2行

御存命

④ なるほど、舒明上皇がいつ薨去されたのか
 明言できないうか、この物語では、
 △舒明上皇は、天智称制六年の二月頃に崩
 御された
 と仮定して、以下、話を進めてゆくことに
 した。

④ なお、^た地足^たなからあえて述べる、
 △天皇不在の天智称制の時代が、元々七年
 もの長きにわたって続いたのでなく、
 ④ 実際は、^たその間、舒明天皇が重祚し、
 再び我が国を統治しておられたのであろう
 と思われ。 (第八章に於いて詳述した)

④ そこで、舒明天皇のとき、^{たけちのすめらみこと}高市天皇は
 とも呼ぶのであろう。(皇極紀二年九月六日
 条の^{あるがみ}或本に云はく参照)

表下 3/12
3/9